

平成 21 事業年度計画

独立行政法人 航海訓練所 年度計画 (平成 21 事業年度)

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)の中期目標を達成するため、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)(以下、「整理合理化計画」という。)、及び独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 21 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

船員教育のあり方に関する検討会報告を反映した航海訓練の体制整備を進めるとともに、整理合理化計画を踏まえ、必要な対応に積極的に取り組む

本事業年度の期間中(以下、「期間中」という。)に以下を実施する。

練習船における業務について、教科参考資料の再編や教官の担当業務の見直しなど、業務遂行の最適化を推進し、組織運営の効率化を図る。

平成 23 年度までに、タービン練習船の小型練習船への代替えを図るよう、関係機関との調整を行い、具体的な仕様を検討する。

(2) 人材の活用の推進

組織の一層の活性化を図るため、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用する。

期間中に、交流目的を明確にした 44 名程度の人事交流を実施する。

(3) 業務運営の効率化の推進

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に 6%程度の抑制を図る。

また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に 2%程度の抑制を図る。

実践的海事英語訓練について、実行可能な訓練内容を民間に業務委託することにより、民間開放を継続して実施する。

船員教育のあり方に関する検討会報告を反映するとともに、整理合理化計画を

踏まえた業務運営の効率化を推進する。

・社船実習(民間船社の練習船による実習)の実施状況・実施計画を踏まえ、次年度以降の効率的な航海訓練の実施計画に反映させる。

・遠洋航海等を希望しない者に対する航海訓練の実施については、船員教育機関の措置及びその結果を見据え、配乗計画に反映する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法(平成 11 年法律第 213 号)第 11 条第 1 号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下「実習生」という。)に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。

航海訓練の実施に当たっては、船員に不可欠な「資質の涵養」と「基礎的技能の習得」の両面に力点を置き、訓練の質の一層の向上を図る。また、航海訓練の方法については、引き続き実技実習グループを可能な限り少人数とするとともに、教官と実習生のコミュニケーションを重視し、段階毎の習熟度を確認しながら効果的に実施する。

海運業界のニーズを踏まえて、平成 19 年度から実施している六級海技士(航海)養成、及び、日本船社の外航船舶の運航に従事することとなる外国人船員養成を継続して実施する。また、三級海技士(航海)における帆船及び汽船実習の組み合わせについて、見直しの効果を検証する。

その他、内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要性が生じた場合には、民間との役割分担を整理したうえで積極的に対応する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成にあっては引き続き日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力の強化及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。

社船実習制度の開始に伴い、外航船社との実習の分担、実施手法について、新たに意見交換する機会を設け、効果的に実施する方法を継続的に検討する。

(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

四級海技士養成にあっては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及

び環境に係る管理能力の習得を目標とし、継続して訓練内容の充実・強化を図る。また、実習生が船員としての職業意識及び責任感を身に付けるよう指導の工夫を図る。

新たに導入した指導要領の検証を継続的に行う。

小型練習船の導入に備え、内航船社の意見を参考に、同船に適した実習を効果的に実施する方法を検討する。

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

船員教育機関の養成定員の変更及び科別、学年別受入実績を踏まえた実習生の受入計画を立案し、各船員教育機関の養成目的及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。

(d) 訓練機材の整備

オンボード操船シミュレータの青雲丸への新たな導入に向け仕様書を作成する。

また、オンボード操船シミュレータ訓練について、効果的・効率的な運用方法を確立するとともに、これまでに養成したシミュレータ訓練のインストラクターとなる教官を、シミュレータを搭載した練習船に効率的に配置し効果的な活用を図るほか、継続してシミュレータのインストラクターの養成を推進する。

練習船に搭載している教材の整備を図るとともに、海事英語演習機材の導入を継続実施する。

(e) 意見交換会の開催

内航及び外航のニーズを的確に把握するための意見交換会を 15 回程度開催するほか、海運業界等の関係者が訓練現場を視察する機会を設けるとともに、内航船員教育連絡会議、外航船員教育連絡会議に参画することにより、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化の一層の充実を図る。

(f) 実習生による評価

訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に、アンケート調査方式での実習生による訓練評価を 20 回程度実施する。

(g) 職員研修

職員の職務別及び階層別に求められる能力に応じた研修計画に従い、効果的・効

率的に研修を実施し、職員の資質向上を図る。

期間中に、延べ 100 名以上の職員に対し、内部研修及び外部への委託研修を実施するとともに、海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内研修を実施する。

職員 1 名の海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。

(h) 安全管理の推進

安全管理体制及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、海上における人命と船舶の安全を確保し、船舶保安を維持するとともに、環境の保護を図る。

新たに安全推進に特化する会議を立ち上げ、船・陸職員が一丸となって安全を一層推進する体制を強化する。

- ・安全管理システム(SMS)に係る内部監査を適正かつ積極的に実施し、安全に関する自己点検・評価体制を維持する。また、民間の海運会社との相互協力体制を継続する。

- ・組織内安全風土の醸成に向けた活動を推進するとともに、緊急対応能力の維持・向上を図るため練習船の重大事故等を想定し緊急事態演習を実施する。

- ・安全管理システムに従い台風等対策支援チームを編成し、陸上から必要な支援を行う。

- ・健康保持増進計画を策定し、その活動を推進する。引き続き産業医との連携を図りつつ、特に現行の生活習慣病及び依存症予防の対策を検証し見直しを行う。

また、昇任研修及び訪船カウンセリング時の講習を通じてパワーハラスメント等に対する教育を充実させる。

(i) 自己点検・評価体制の確立

航海訓練に関する自己点検・評価体制を適確に維持するため、教育査察及び資質基準システム(QSS)内部監査を計画的に実施する。

また、システムを効果的・効率的に運用するため、運用マニュアルを検討し、資質基準システムのチェック機能を強化する。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実に図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航

技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については 18 件(新規 3 件、継続 15 件)程度、共同研究については 15 件(新規 3 件、継続 12 件)程度を実施する。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

研究活動を活性化させるため、グループ研究体制の確認・見直しを継続して行う。また、幅広く外部研究機関との連携を促進する。

次に掲げるテーマに関する研究を引き続き推進するとともに、練習船乗組員の安全衛生(健康管理)に資する研究を開始する。

- ・ヒューマンエレメント(オンボード操船シミュレータの活用)
- ・地球環境保全
- ・資質教育(心理学的見地を含めた資質教育の検証)

(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進(付帯業務の実施)

独立行政法人航海訓練所法第 11 条第 3 号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程度から、合計 60 名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の技術移転等の実施に努める。

アジア人船員国際共同養成プロジェクトや承認船員制度など国の施策に協力するとともに、国外の政府機関及び海事関連機関等の要請に応じ、職員を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ 19 名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため 1 件程度の国際会議等に参画するとともに、世界海事大学(WMU)留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じて国際的連携を強化する。

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進

- ・定期刊行物(調査研究時報及び調査研究諸報)の内容及び刊行形態の見直しを

行い、幅広く研究成果の普及を図る。

- ・研究発表会のあり方及び実施時期を見直し、より一般に開かれた実施形態とする。
- ・研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。
- ・船舶の運航技術、大気汚染を含む海洋環境保護対策に関する研究について、積極的に外部研究機関と連携し、諸データ及びその解析結果等を広く提供する。
- ・研究終了項目及び継続項目から 6 件程度の論文発表並びに 6 件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

交通政策審議会海事分科会の答申(平成 19 年 12 月)を受けて、青少年が海に親しみ、海への関心を高める機会を提供する。

また、海事産業の次世代人材確保育成のため、海事・港湾関係機関、海運業界及び他の船員教育機関との連携を深めた取り組みについて、一層の推進を図る。

その他、イベントへの参加、及び一般公開等を継続実施する。

- ・海フェスタ等の海事関係イベントに参加するとともに、寄港地において練習船や当所、及び航海訓練に関する広報活動を行う。
- ・練習船の寄港地における一般公開を 25 回程度実施する。
- ・練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会に関し、更なる質の向上を図るため、実施内容を充実し、20 回程度実施する。
- ・訪問型海事思想普及活動を推進する。
- ・練習船を活用した体験型イベントを実施する。
- ・海王丸において青少年等の体験航海を実施する。
- ・若年層にアピールするコンテンツの開発や、海事関係機関との相互リンクなど、インターネット上での活動に力を入れる。
- ・当所の情報や業務成果を、マスメディア、ホームページ、広報紙、航海訓練レポート(年度実績報告)、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することで更なる情報発信を行う。

(4) 業務全般に関する項目

内部統制の維持・充実や透明性の確保等、今後の独立行政法人に係わる法整備等を見据え、引き続き内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、研修等の機会を通じ、コンプライアンスや内部統制に係る当所の取組み等の周知徹底を図る。

既に実施している次の項目については、より積極的に実施する。

・教育訓練業務、研究業務等を自ら評価し、次年度に反映させるため、内部評価委員会を積極的に活用する。

・業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

海技士身体検査証明書等の発行費用及び乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費を収受する。船員教育機関等からの訓練委託に係る受託料の見直しに係る協議を継続する。

(2) 期間中の予算計画(人件費の見積りを含む。)

区 別	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	6,283
施設整備費補助金	0
受託収入	8
業務収入	44
計	6,335
支出	
業務経費	1,779
施設整備費補助金	0
受託経費	8
一般管理費	204
人件費	4,344
計	6,335

[人件費の見積り]

年度中総額 3,620 百万円を支出する。

但し、上記の額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額(百万円)
費用の部	6,360
経常費用	6,360
業務費	5,852
受託経費	8
一般管理費	475
減価償却費	25
収益の部	6,360
運営費交付金収益	6,283
受託収入	8
業務収入	44
資産見返負債戻入	25
資産見返負債戻入	25
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額(百万円)
資金支出	6,335
業務活動による支出	6,335
投資活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,335
業務活動による収入	6,335
運営費交付金による収入	6,283
受託収入	8
業務収入	44
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0

4 . 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200 百万円とする。

5 . 重要財産の処分計画

なし

6 . 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。

7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

小型練習船導入の具体的な仕様を検討する。

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について 5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。